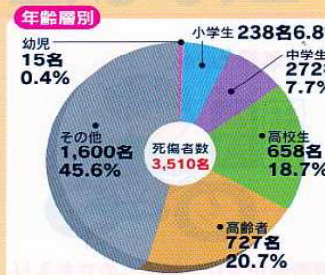
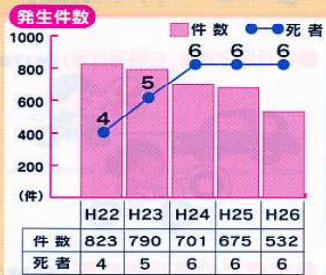


みんなを防ごう 自転車事故

自転車は車のなかま

～自転車事故発生状況(H22～H26年)～



- ★毎年多くの自転車に関連する交通事故が発生、死亡事故も!
- ★自転車事故の約6割が出合い頭事故
- ★年齢層別では、中・高校生(10歳代)が全体の約3割 高齢者も約2割と多い!!

自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ● 夜間はライト点灯 ● 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
 - ※安全利用のため、自転車利用者はヘルメットを着用してください。



交通安全コンテンツもご利用下さい。～自転車安全利用動画配信中～

<http://www.pref.oita.jp/site/keisatu>



大分県警察 交通安全 検索

QRコード

マナー向上・法令遵守

道路交通法の改正 (H27.6.1 施行) により 「自転車運転者講習制度」が始まります!

悪質な違反を繰り返す危険な運転者に対して「自転車運転者講習」の受講が義務づけられました!



こんな違反が対象です! (14項目)

- 信号無視 (法7条)
- 通行禁止場所通行 (法8条)
- 通行区分違反(右側通行等) (法17条)
- 遮断機が下りた踏切への立ち入り (法33条)
- 一時停止違反 (法43条)
- 歩道での歩行者妨害 (法63条の4)
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転 (法63条の9)
- 酒酔い運転 (法65条)
- 携帯電話使用時の事故等(安全運転義務違反) (法70条)

★その他にも (法～道路交通法)

- 歩行者用道路での徐行違反等 (法9条)
- 交差点での右折車優先車妨害等 (法37条)
- 路側帯通行時の歩行者妨害 (法17条の2)
- 環状交差点での安全進行義務違反等 (法37条の2)
- 交差点での優先道路通行車の妨害等 (法36条)

※上記のイラストは主な違反態様を示しています。

講習制度の流れ

危険行為を反省

3年以内に2回以上、上記違反で検挙された違反者が対象になります!

受講命令

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講

受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます!

大分県警察